

# 令和元年度 伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議要旨

## ○開催日・出席者

日 時 令和2年1月27日(月) 13時30分～15時  
場 所 伊勢市役所 東館4階 4-2会議室  
委員出席者 10名(下記関係機関の代表者)  
伊勢市総連合自治会  
伊勢市民生委員児童委員協議会連合会  
伊勢市消防団  
伊勢市社会福祉協議会  
地域包括支援センター  
伊勢警察署  
伊勢市障害者総合相談支援センター フクシア  
伊勢市介護保険サービス事業者連絡会  
伊勢市老人クラブ連合会  
三重県(伊勢保健所)  
伊勢市ボランティア連絡協議会(欠席)

事務局 高齢者支援課、障がい福祉課、医療保険課、危機管理課、消防課

## ○事項書

1. あいさつ
2. 委員の自己紹介
3. 会長・副会長の選出
4. 議題
  - (1) 避難行動要支援者制度について
  - (2) 避難行動要支援者数及び『防災ささえあい名簿』の情報提供に関する同意書の提出状況について
  - (3) 伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画(案)について
5. その他

## ○会議内容

### 事務局説明

#### 事項書4. 議題

- (1) 避難行動要支援者制度について

昨年2月の避難行動要支援者避難支援対策会議でお示しさせていただいた避難行動要支援者制度については、令和元年9月より制度を一部改正した。

#### ◇避難行動要支援者制度の概要

- ・災害対策基本法に基づき災害対策の強化を図ることを目的に「災害時要

援護者登録制度」から「避難行動要支援者制度」へ名称を改め、制度内容を一部改正した。

- ・市から避難行動要支援者に対して、同意書を送付し、登録の意思確認を行う。登録に同意した人の名簿を『防災ささえあい名簿』とし、避難支援等関係者に平常時から提供し、災害時に円滑に避難支援等が実施できる支援体制づくりのために活用する。

#### ◇個別避難計画について

- ・本人の積極的な参加（自助）を促進するため、地域の協力による作成に加え、本人や家族による作成を追加し、作成した計画の管理・更新を市が行うこととした。
- ・計画の提供先は、『防災ささえあい名簿』の提供先である避難支援等関係者に加え、地域に住む避難支援者とする。

#### ◇今後のスケジュール

- ・令和2年7月に避難支援等関係者へ『防災ささえあい名簿』及び「個別避難計画」を配布する。また、令和2年度中に『防災ささえあい名簿』登録者に対して「防災ささえあい手帳」及び個別避難計画の勧奨通知を発送する予定。
- ・令和2年11月に昨年度未提出者を含む対象者へ同意書を発送する予定。

### (2) 避難行動要支援者数及び『防災ささえあい名簿』の情報提供に関する同意書の提出状況について

◇避難行動要支援者数、同意書送付日、同意書提出状況などを資料に基づき報告

### (3) 伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画（案）について

令和元年9月の制度改正により用語の訂正や全体的に見直しを行った。

#### ◇計画の趣旨

- ・避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を定め、災害発生時の避難行動要支援者の避難支援体制の基本的な考え方、進め方を明らかにする。

#### ◇自助・共助・公助について

- ・災害対策の基本は、自らの身は自らで守る「自助」である。それに加え地域や近隣の住民が助け合う「共助」、それらに加え市や公的機関による支援の「公助」であり、それらが協働して避難支援体制の構築に取り組む必要がある。

#### ◇名簿の情報共有について

- ・自治会、自主防災組織及び消防団において、個別避難計画の作成や避難支援等の実施のために必要な場合は、組織の判断により必要な限度で名簿の情報を共有できる。その場合は災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明し、名簿の保管を適切に行う。

#### ◇災害時の情報伝達・避難支援の実施について

- ・防災行政無線、市のホームページ、防災メール、広報車等、今までの情報伝達方法のほか、昨年6月にヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、「Yahoo! 防災速報」で伊勢市の防災緊急情報の配信が開始された。

#### ◇避難所における支援体制

- ・避難所等における生活支援に必要な人員に不足が生じたときは、協定に基づき介護職員等の派遣要請を行う。また、一般の避難所では避難生活を送る困難な方は、協定に基づき指定避難所から福祉避難所へ移送する。
- ・福祉避難所については、個人で直接避難できる避難所ではないこと、現在施設数に限りがあるため、災害時に確保できるよう、施設等に広く協力を求めている。

#### ◇防災訓練の実施について

- ・地域住民の協力関係を作ることが重要であることから、自治会、自主防災組織が中心となり、民生委員・児童委員等の協力のもと、避難行動要支援者や避難支援者とともに、防災訓練等を行い、地域の支援体制の充実・強化を図るよう周知・啓発している。防災訓練の際には、『防災ささえあい名簿』を大いに活用し、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援の検証、避難経路の障害物の確認等を行い、地域全体の防災意識の向上が図られるよう努める。

#### 委員の皆様への質問・意見等

##### (1) 避難行動要支援者制度について

###### 《質問・意見》

- ・個別避難計画の作成にあたって、避難支援等関係者が関わって作成すると思うが誰が中心になって進めていくか。

###### 《事務局回答》

- ・今回の改正から本人や家族でも立てられるようになったため、積極的に立てていただきたいが、避難支援者の欄を決めることが難しい現状。自治会や民生委員に、市から避難支援者の選出に協力していただけるようお願いしたい。

《質問・意見》

- ・『防災ささえあい名簿』と個別避難計画について定期的な更新を行うとしているが、具体的にどのぐらいの頻度で更新を予定しているか。

《事務局回答》

- ・年1回の更新を予定している。

《質問・意見》

- ・個別避難計画について位置・経路・移動するまでの注意すべき事項やその他の特記事項を記入する欄があるが、人によって記入の仕方が違うと思う。誰が見ても、わかりやすく記入されているか。

《事務局回答》

- ・現在の個別避難計画は、詳細まで記入されている地域や箇条書きで簡潔にまとめている地域があり、それぞれの地域によって記入方法が異なる。

《質問・意見》

- ・『防災ささえあい名簿』に登録している人で、新たに長期入所、入院された人についてケアマネジャーとどう連携して情報共有を行っていけば良いか。

《事務局回答》

- ・地域の人とケアマネジャーで連携できる体制を作りたいと考えている。

《質問・意見》

- ・民生委員として活動しているが、実際に個人情報保護の関係で、施設に入所した等の情報が入ってこない。日々の活動で訪問することでしか、施設入所に気付くことが出来ない。情報共有の方法について考える必要がある。

(2) 避難行動要支援者数及び『防災ささえあい名簿』の情報提供に関する同意書の提出状況について

《質問・意見》

- ・避難行動要支援者数が減ったのは、該当要件を65歳以上のひとり暮らし高齢者から75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人に変更したためか。

《事務局回答》

- ・避難行動要支援者数の15,178人に関しては65歳以上のひとり暮らしの高齢者が要件から外れたため減少したが、昨年と比べて全体の人数に大きな変動はない。

《質問・意見》

- ・未提出者が多いように思うが、登録を迷っている状態なのか、返信が必要な書類であるかの判断が難しい状態なのか、市で状況を把握しているか。

《事務局回答》

- ・未提出者の内訳に関してはわからないが、「災害時要援護者制度」に登録

されていた方で未提出である人に関しては、電話や文書で聞き取り調査を行っていく予定である。

- ・現在、提出者の確認を行っているため、今回の未提出者に関しては来年度も引き続き同意書を発送する予定。

《質問・意見》

- ・同意書を受け取った方から、内容について問い合わせがあったか。

《事務局回答》

- ・多くの問い合わせの電話をいただいている。実際に同意書を見ながら、内容について説明をして、提出をお願いしている。

《質問・意見》

- ・最近、悪質商法の通知が高齢者のもとに届くことが多いので、勘違いをして問い合わせがあった際は、対応をお願いしたい。

- ・民生委員からは、訪問した際に同意書の記入内容について相談しながら書き、ポストへ投函してもらうように促している。

- ・難しい質問になるが同意書では避難できると記入していても、実際のところは避難するのが難しい方もいると思う。そういう方々へ向けて、どう対応していけばよいか。

《事務局回答》

- ・高齢者に関しては、民生委員や介護事業所等から支援が必要な人の情報をいただけると助かる。
- ・障害者に関しても、同じように各特定相談支援事業者の方から、お声掛けをしていただけると助かる。

(3) 伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画（案）について

《質問・意見》

- ・保健所では人工呼吸器装着者等の難病患者の個別避難計画の支援を行っている。台風や豪雨災害だと事前に避難して命を救うことが重要になるが、電源がある避難所へ行かなければならない。障がい福祉課や危機管理課にも、現状を知ってもらうため、検討会が開催された際は是非参加していただきたい。

《事務局回答》

- ・予測できる災害では事前にショートステイが利用可能であるため、特定相談支援事業者が計画に組み込めるような組織づくりを行っていききたい。

《質問・意見》

- ・福祉避難所の運営経験がある施設に研修へ行ったが、人手不足のため現在入所中の方の支援すら難しいのが現状。現段階で福祉避難所との連携

はどのようになっているのかや、今後の具体的な方針等があれば教えて  
いただきたい。

《事務局回答》

- ・介護サービス事業所とは避難所等への職員の派遣について協定を結んだ  
うえで、お願いをしている。
- ・福祉避難所も含め協定は百何十と結んでおり、当該課と協定先で話し合  
いを行い、訓練の実施等を進めている。現状、多くの課題があるため、  
今後一つ一つ検討していきたい。

《質問・意見》

- ・地域の一部の地区では避難所へ行くまでに坂を下りるが、高齢者だと困  
難である。万が一、平地（山の下）が浸水した場合、孤立状態になるこ  
とが予想されるが、物資を備蓄する場所もなく、公民館では避難生活  
をする場所も限られる。皆、危機感を感じているが、高齢者が多いため、  
実際に先導する人がいない。
- ・介護サービス事業者でも、実際に災害が起きた時、避難計画が実行でき  
るかや瞬時に避難経路を把握した上で判断できるかが不安である。
- ・指定避難所を經由せず、直接、福祉避難所に行く人がいた際にどのよう  
に対応していくのか、また、実際に訓練は行っているのか。東京都で東京都  
に住民票がない人が避難所に入れなかったという問題があったため、それ  
らを想定してマニュアルを作成されているか聞かせていただきたい。

《事務局回答》

- ・福祉避難所へは直接避難することは出来ないが、収容人数や各地域から福  
祉避難所までの距離等を考えて設置しており、日々調整を行っている。福  
祉避難所にはホテルも分類され、特に高齢の方、妊婦、乳幼児と一緒に  
の方が避難出来るようになっている。東京の事例についても市で把握して  
おり、それらを踏まえた上で、今後、問題点について施設管理者と相談を  
していく予定。今後、地域の中で避難について話があった場合、防災マネ  
ージャーとアドバイザーがいるので、申し出ていただければ、一緒に考え  
ていきたい。

《質問・意見》

- ・警察は災害時に避難誘導や警護にあたる。職員やその家族も被災する可  
能性が予測されるため、限られた人員で災害時の対応にあたらな  
いとけない。普段から避難支援等関係者と連携をとり、災害時の活動に備  
えていきたい。
- ・避難準備情報が発令された段階で全員避難するとは限らない。高齢者  
を救助に向かった際、避難に難色を示されると救助に向かった若い人  
が怪我を

して二次被害が起きることがあるため、市の方で出来るだけ早く避難するように呼び掛けてほしい。

- ・ 民生委員の協議会でも話し合っているが、避難所開設をした時点で身体が不自由な人は早く避難してもらうように取り組んでいきたい。
- ・ 避難所にペットを同行させることは認めてないと思うが、ペットを飼っている人の対応について市はどう考えているか。

《事務局回答》

- ・ 一旦、学校の避難所で受入体制をとっていたが、特定の場所にペットをたくさん連れてくる現象が起こったため、事前に連絡をいただくようお願いしている。使用していない学校もあるため、今後、検討を行う。

《質問・意見》

- ・ 指定避難所と同じように、自治会避難所（臨時避難所）にも早い段階で物資や情報を送っていただきたい。

《事務局回答》

- ・ 市から情報を把握するのは困難なため、地域の方から情報を提供していただくと助かる。浸水深が低い地域は、逃げないほうが安全な場合もあるため、地区によって避難の仕方を話し合う場を持つことが大切である。市から説明が必要な際は、地域に伺うので教えていただきたい。

#### 事項書5. その他

- ・ 全体計画について、委員の皆様の意見を参考に修正を行い、令和2年4月改訂とし、できあがった全体計画を送付する。